相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県庄原市東城町福代三五九番地、最後の住所広島県庄原市東城町川西一三三二番地五　被相続人　亡　水田　正輝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十五日

事務所　広島県庄原市西本町四丁目二〇番一七号

相続財産管理人　司法書士　大津　優子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市東村町三五八一番地二、最後の住所福岡県福岡市早良区小田部三丁目二六番一―四〇二号　被相続人　亡　髙柄　計宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十五日

福岡県福岡市中央区赤坂一丁目一二番一五号　読売福岡ビル四階　西日本綜合法律事務所

相続財産管理人　永田　一志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県中頭郡西原町字小那覇七四三番地、最後の住所沖縄県中頭郡西原町字我謝一七八番地　被相続人　亡　上地　安弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十五日

沖縄県那覇市楚辺一丁目一番五三号二階

相続財産管理人　大城　真也

無縁墳墓等改葬公告

興泉寺納骨堂建て替えのために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、納骨堂使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成二十八年七月二十五日

一、墳墓等所在地　福岡県北九州市若松区古前一丁目一二―一六

一、墳墓等の名称　興泉寺納骨堂

一、死亡者の本籍及び氏名　広島県福山市川口町一三〇八番地　三吉助一、熊本県下益城郡豊川村大字砂川一四四二　緒方小市、熊本県下益城郡豊川村大字砂川一四四二　緒方ミキエ、熊本県下益城郡豊川村大字砂川一四四二　緒方ヒト、福岡県山田市大字上山田六八三番地　岡崎義徳、北九州市八幡西区馬場山東三丁目二五三番地　實松郁代、山口県下関市上条町二一六一番地　舩木ツヤ子、愛知県越智郡弓削町久可浦七一四番地　花田愛子、北九州市若松区修多羅一丁目七一五番地の二　惠良光利、同大字修多羅六〇九番一一　川崎竹雄、同古前一丁目二一九番地　岩間清、同藤ノ木一丁目七三一番地　片岡キミ子、同浜町三丁目開一番地の五　谷口良彦、同西本町一丁目五の八　日高クニ、同老松二丁目一四〇番地　下久コト、同浜町三丁目開一番地五　谷口ミツエ、広島県竹原市吉名町五一六九番地四　山本敬三、愛知県名古屋市千種区吹上一丁目四〇六番地　後藤由尾、福岡県福岡市南区野間本町七一　藤長正志、山口県宇部市藤山区惠比須町一五四一　川下ワカ、愛媛県松山市三津三丁目三九番地　田中信次、愛媛県西条市黒瀬甲七　丹真、本籍不詳　原田淳一、濱村カヨ、大石ユキエ、水田スミ子、仁木静子、蔵本美千代、玉村シズ、玉村序三郎、緒方正俊、砂田アヤ、塩田昇、舟木ウメヲ、山下英男、相川ウメノ、川崎シマエ、山本猛、川西政吉、稲冨久太郎、長屋シカノ、後藤千鶴子、後藤昇、中村勇、中村マサエ、中村助治、川原カメ、丹ムラ、丹勝治、全て不詳七十四件

一、改葬を行おうとする者　北九州市若松区古前一丁目一二―一六　宗教法人興泉寺　代表役員　伊井　涼州

公示送達

左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十条第一項の規定による県中都市計画事業富田東土地区画整理事業に係る平成二十七年十二月十日付督促状は、送付を受けるべき者が受領を拒んだため、同法第百三十三条第一項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を次のとおり公告します。

記

一　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名並びに督促金額

㈠　住所　福島県郡山市富田町字下双又一四番地の一二二

氏名　安田　勝彦

督促金額

内訳　賦課金　金五九五、八四〇円

督促手数料　金六〇円

過怠金　納付通知書期日の翌日から納付日前日までの日数に応じ、年利率一〇．七五パーセントの割合で計算した額

㈡　住所　福島県郡山市名郷田二丁目四三番地

氏名　佐藤　一則

督促金額

内訳　賦課金　金八七〇、六九四円

督促手数料　金六〇円

過怠金　納付通知書期日の翌日から納付日前日までの日数に応じ、年利率一〇．七五パーセントの割合で計算した額

㈢　住所　福島県郡山市富田町字山王林五三番地の五

氏名　佐藤　雅洋

督促金額

内訳　賦課金　金四三五、三四七円

督促手数料　金六〇円

過怠金　納付通知書期日の翌日から納付日前日までの日数に応じ、年利率一〇．七五パーセントの割合で計算した額

二　通知の内容

二十七郡富組第六七九号県中都市計画事業富田東土地区画整理事業の賦課金納付の督促状

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

平成28年7月25日

東京都千代田区紀尾井町３番30号

公益社団法人不動産保証協会

記

年番	度号	商号又は名称	免許番	証号	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
平28不保311		株式会社アトラス	北海道知事	石狩(2)7555	北海道札幌市中央区南二条西２―10	1000万円
平28不保312		てづか電器不動産	栃木県知事	(4)4145	栃木県日光市今市本町５―20	〃
平28不保313		有限会社住まいのマツオカ	埼玉県知事	(7)13612	埼玉県さいたま市大宮区吉敷町１―81―１	〃

代表取締役　代表取締役　鈴木宏　手塚啓　代表取締役　松岡一榮

教示

一　この通知について不服がある時は、この通知を知った日の翌日から起算して三箇月以内に郡山市長に審査請求することができます。

二　この通知について不服がある時は、この通知があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に郡山市富田東土地区画整理組合を被告として、通知の取消しの訴えを提訴することができます。

三　右記一の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に郡山市富田東土地区画整理組合を被告として通知の取消しの訴えを提訴することができます。

なお、賦課金納付の督促状については、組合掲示板に掲示しております。

平成二十八年七月二十五日

福島県郡山市富田町字登戸一三番地の一

郡山市富田東土地区画整理組合

理事長　大和田好男

債権申出の公告（第二回）

当基金は、平成二十八年七月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年七月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右記期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年七月二十五日

東京都港区赤坂六丁目四番二号赤坂ＭＳビル三階

関東ＩＴソフトウェア厚生年金基金

代表清算人　水谷　学